

庁名 徳島地方裁判所管内の簡易裁判所
郵便切手及び予納金一覧(令和7年10月1日～)

カテゴリ	申立ての種類	郵便料							予納金の場合 ※郵便料を現金・電子納付する場合の金額。郵便切手で納付する際は不要	備考
		郵便切手の場合								
		500円	110円	100円	50円	20円	10円	合計額		
民事訴訟	通常訴訟	8	12		5	5	10	5770円	原告1名・被告2名までの場合 8000円 被告1名増えるごとに3000円追加	当事者1名増すごとに2510円分を追加 (内訳) 500円4枚 110円4枚 50円1枚 20円1枚
	少額訴訟	8	12		5	5	10	5770円	通常訴訟と同じ	通常訴訟と同じ
	控訴	8		10	10	15	20	6000円	控訴人1名・被控訴人2名までの場合 8000円 当事者1名増えるごとに2000円追加	当事者1名増すごとに1290円分を追加 (内訳) 500円2枚 100円2枚 50円1枚 20円2枚
	抗告(対立構造あり)	4	4			4	4	2560円		当事者1名増すごとに2560円分を追加
	抗告(対立構造なし)	2	3				3	1420円		当事者1名増すごとに1420円分を追加
民事調停	民事調停		6			6	6	840円	相手方1名につき4000円 相手方が1名増えるごとに2000円追加	当事者1名増すごとに840円分を追加 (内訳) 110円6枚 20円6枚 10円6枚
	特定調停		3					330円	相手方1名につき2000円 相手方が1名増えるごとに2000円	当事者1名増すごとに330円分を追加 (内訳) 110円3枚
支払督促	支払督促 (6枚まで)	2	2					1220円	7000円 葉書×債務者数	*支払督促及び仮執行宣言の表の枚数は、「請求の趣旨及び原因」の枚数 債務者1名増すごとに1220円分又は1290円分を追加 発付通知費用110円又は葉書 送達結果費用110円または葉書(当事者1名増すごとに110円又は葉書を追加) 送達結果費用は原則として手続費用として認められません。 債務者1名増すごとに1220円分又は1290円分を追加 債権者用 1220円又は1290円 or 普通郵便(110円又は180円) or 書留郵便(590円又は660円) 送達結果費用110円又は葉書(当事者1名増すごとに110円又は葉書を追加) 送達結果費用は原則として手続費用として認められません。
	支払督促 (7枚以上)	2	2		1	1		1290円		
	仮執行宣言 (4枚まで)	2	2					1220円		
	仮執行宣言 (5枚以上)	2	2		1	1		1290円		
少額訴訟 債権執行		5	5		2	3		3210円	相手方1名の場合4000円 相手方が増えるごとに3000円追加	第三債務者1名増すごとに1290円分及び590円分を追加 (内訳) 500円3枚 110円2枚 50円2枚 20円3枚 *ただし、陳述催告がない場合は1290円分のみ (内訳) 500円2枚 110円2枚 50円1枚 20円1枚